

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年 6月20日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	補機冷却海水系ポンプ(A)において、ポンプ主軸の振動測定値に管理基準値超えが認められたため、当該ポンプを点検・修理。	GⅢ	
2	2号機	プロセス放射線モニター系原子炉建屋換気系排気放射線モニター(A)(C)点検において、電気的安全処置(ジャンパー)が外れ、換気空調系コントロール建屋1・2号中央制御室の隔離信号が発生し、非常用送風機が自動起動したことが認められたため、電気的安全措置が外れたことの原因調査・対策検討。	GⅢ	
3	4号機	非常用ディーゼル発電設備(A)機関付回転数計取付部において、潤滑油の滲みが認められたため、当該回転数計を点検・修理。	GⅢ	
4	その他	当所ホームページ上で公表している発電所の不適合情報において、パフォーマンス向上会議で審議された1件が掲載されていないことが認められたため、原因調査・対策検討。 なお、当該件名はホームページへ掲載済み。	GⅢ	